

軽自動車税(種別割)公益減免の要件及び添付書類

市税条例第89条第1項の規定による、公益のため直接専用すると認める軽自動車等に対する軽自動車税(種別割)の減免について、下記のとおり取り扱うものとする。

ア 要件

納税義務者	減免の対象となる軽自動車等	添付書類
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う者（※1）	1 施設入所者の小・中学校への通学又は施設に通園する園児の送迎に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(カ)・(キ)
	2 施設（老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターを除く。）入所者の通院及び外出又は資材の購入等に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(オ)
	3 授産施設が身体障害者等に対し、授産用の原材料又は製品の無料の運搬に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(オ)・(キ)
	4 施設を経営する介護保険法（平成9年法律第123号）第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者が所有し、要介護者又は要支援者を当該施設へ送迎するために専ら使用するもので、車椅子の昇降装置及び固定装置を装着し、又は座席が回転し乗降を補助する装置があるもの	(ア)・(エ)・(オ)・(キ)・(コ)(写真・指定通知書)
	5 施設を経営する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設が所有し、支給決定障害者等を当該施設へ送迎するために専ら使用するもの	
	6 市からの委託事業に専ら使用するもので、市長が特に必要と認めたもの	(ア)・(イ)・(エ)
使用者が非課税団体（※2）または日本赤十字社である場合の所有者	(1)所有者が受け取るリース料に軽自動車税が含まれていないもの (2)使用者が日本赤十字社の場合には、(1)及び地方税法第445条第2項、本市条例第81条の2に該当するものであること	(ア)・(ウ)
・幼稚園を経営する学校法人 ・これに準ずる者	当該施設に通園する園児の送迎に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(カ)・(キ)
児童福祉法の規定による保育所を経営する者		
・土地改良区 ・土地改良区連合会	土地改良事業の用に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(オ)
・(財)長野県交通安全協会 ・これに準ずる者	交通安全の指導及び普及宣伝の用に専ら使用するもの	(ア)・(エ)・(オ)・(ク)
・(社)長野県防犯協会連合会 ・これに準ずる者	地域防災又は地域防犯の用に専ら使用するもの	
・(財)長野県健康づくり事業団 ・(財)全日本労働福祉協会	結核予防、成人病予防及び健康診断に専ら使用する医療防疫車	(ア)・(エ)
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所	自動車の運転に関する教習用に専ら使用するもの	(ア)・(ケ)
(社)長野市開発公社	公共事業の用に専ら使用するもの	(ア)・(エ)

※1 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に限る。

※2 非課税団体とは、地方税法第445条第1項の規定による非課税団体をいう。

イ 添付書類等

減免申請書に添付する書類は下記のうち【 ア 要件 】表中の各添付書類欄を参照のこと。

- (ア) 車検証
- (イ) 委託契約書
- (ウ) リース契約書
- (エ) 定款、規約又は寄付行為を証する書類
- (オ) 事業計画書
- (カ) 通学又は通園する者の名簿
- (キ) 運行経路図
- (ク) 協会の役員名簿
- (ケ) 公安委員会が発行する指定書
- (コ) その他減免の適否を判定するに必要な書類